

## 高齢者ハイヤー利用サービスの制度を拡充します

町では、町内在住の75歳以上の方を対象に、訓子府ハイヤーを利用した町内の移動であればどこまで乗っても定額で利用できる「高齢者ハイヤー利用サービス」を提供しています。



平成30年4月1日から利用促進を目的として、以下のとおり制度を拡充します。

平成30年3月31日まで

料金はメーター表示額に関わらず、利用券と合わせて550円を現金で支払う

平成30年4月1日から

料金はメーター表示額に関わらず、利用券と合わせて300円を現金で支払う

■ 問合せ 企画財政課 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)

## ご寄付ありがとうございます

### 佐藤忠義さんから100万円 高齢者福祉に

佐藤忠義さん(東町)から3月13日に100万円の寄付がありました。役場には、佐藤さんの代理として祝田さん夫婦(長女)が訪れ、寄付金を町長に手渡しました。

佐藤さんの意思として、妻の昭代さんが生前、お世話になった町の高齢者福祉に活用されます。



## 個人情報の開示、その他の運用状況

訓子府町個人情報保護条例に基づき、平成29年度の個人情報の開示その他の運用状況について公表します。

- 情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、実施機関が相当な理由があると認め住民基本台帳登録情報を利用した個人情報について
- ・ 避難行動要支援者名簿
- ・ 高齢者ハイヤー・路線バス利用サービス等対象者リスト
- ・ 高齢者を含む世帯名簿
- ・ 高齢者夫婦世帯名簿
- ・ 高齢者単身世帯名簿
- ・ 誕生がん検診名簿
- ・ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者リスト
- ・ 予防接種対象者名簿 (ジフテリア・破傷風II期予防接種)

- ・ 予防接種対象者名簿 (子宮頸がん予防ワクチン)
- ・ 予防接種対象者名簿 (成人用肺炎球菌予防ワクチン)
- ・ 予防接種対象者名簿 (日本脳炎予防接種)
- ・ 敬老祭対象者名簿
- ・ 70歳以上単身者及び一方が70歳以上夫婦世帯名簿
- ・ 温泉保養センターことぶき券対象者リスト
- ・ 上下水道事業の世帯及び給排水人口の実態調査
- ・ こども園入園対象者名簿
- ・ 子ども会安全会加入対象者名簿
- ・ 平成30年成人式対象者名簿
- ・ 高齢者世帯防火診断
- ・ 北見地区消防組合通信指令台の地図検索装置データ更新
- ・ 北見地区消防組合訓子府消防団入団対象者名簿

## 土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますのでご注意ください。

### 届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企 画 財 政 課 農 業 会
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農地法	農 員
農用地区内における用途変更や特定の開発行為	農振法	農 工 課 林 課
□ 具体例 用途変更～農業用関連施設除 外～農家住宅建設 開発行為～火山灰採取	農振法	農 工 課 林 課
森林の伐採・人工造林または天然更新完了時や他の用途に転用したり森林所有者が変更になった場合	森林法	農 林 課 商 工 課

## 住環境改善などの各種補助制度

### 4月2日から 申し込みを受け付け

町内にある住宅の改修、商店などの店舗改修・店舗新築・空き家店舗活用など町民の方を支援する補助制度を実施していますので、ご利用ください。

各制度のお問い合わせ先は次のとおりです。

- 住環境リフォーム促進事業  
訓子府町商工会 (☎ 47-2241)
- 訓子府町店舗出店等支援事業
- 訓子府町店舗改修事業
- 訓子府町太陽光発電システム導入事業(太陽光10kw未満)  
役場農林商工課 (☎ 47-2116)

## 開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

◆ 開発行為とは  
① 土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設  
② 特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形状の変更  
これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、建設課管理係へご相談ください。

## 建築物の解体工事に 届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手した場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

○ 届け出対象工事  
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事  
○ 届け出の時期・届け出先  
工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)

